

土地利用部会の設置について

長岡市総合計画策定委員会内に学識経験者、各界有識者等による部会員で構成する専門部会を設置し、土地の利用に関する具体的事項の審議検討を行います。

- ・設置根拠 長岡市総合計画策定委員会条例施行規則 **資料 2-1**
- ・部会員 土地利用部会 部会員名簿 **資料 2-2**
- ・策定体制 土地利用部会及び土地利用分科会の設置について **資料 2-3**
- ・会議 全4回程度
(第1回会議：平成27年10月19日開催予定)
- ・任期 平成27年10月19日から平成28年3月31日まで

長岡市総合計画策定委員会条例施行規則

平成27年 8 月 25 日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、長岡市総合計画策定委員会条例（平成26年長岡市条例第38号）第7条及び第9条の規定に基づき、長岡市総合計画策定委員会専門部会（以下「部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について審議検討する。

- (1) 総合計画に係る専門的及び具体的な事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、総合計画の策定に関し特に必要な事項

(名称等)

第3条 各部会の名称及び所管事項は、別表に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 部会員は、委員のうちから市長が指名する者で構成する。ただし、必要があると認めるときは、市長は、委員以外の者を部会員に委嘱することができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人ずつ置き、部会員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の会務を統括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(部会の会議)

第6条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(会議への報告)

第7条 部会長は、付議事項について審議検討したときは、その結果を委員会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、別に定めるところにより処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

部会名	所管事項
土地利用部会	土地の利用に関する事項

長岡市総合計画策定委員会 土地利用部会 部会員名簿

(敬称略・五十音順)

	役 職	氏 名	団体名等	備 考	性別
1	部会長	なかで ぶんべい 中出 文平	長岡技術科学大学副学長	長岡市総合計画策定委員会委員	男
2	副部会長	うえの ゆうじ 上野 裕治	長岡造形大学教授		男
3	部会員	くりやま みつえ 栗山 三衛	新潟県長岡地域振興局企画振興部長		男
4	部会員	さかもと のりお 坂本 典男	中越よつば森林組合参事		男
5	部会員	さの かずし 佐野 可寸志	長岡技術科学大学教授		男
6	部会員	さわだ まさひろ 澤田 雅浩	長岡造形大学准教授	長岡市総合計画策定委員会委員	男
7	部会員	しらい としひこ 白井 敏彦	新潟県長岡地域振興局農林振興部長		男
8	部会員	すずき きんじ 鈴木 金次	越後ながおか農業協同組合経営管理委員会会長		男
9	部会員	ひぐま のりこ 樋熊 憲子	男女がともに生きる社会を進めるF&Mながおか市民会議代表	長岡市総合計画策定委員会委員	女
10	部会員	みいだ ゆか 三井田 由香	新潟県地球温暖化防止活動推進員	長岡市総合計画策定委員会委員	女
11	部会員	みてら ひさと 美寺 寿人	新潟県長岡地域振興局地域整備部長		男
12	部会員	やまかわ ともこ 山川 智子	長岡大学教授		女

○土地利用部会及び土地利用分科会の設置について

資料 2-3

